

前野小学校における 不祥事根絶に向けた取組みについて

令和7年4月

つくば市立前野小学校長 国府田 誠一

私たち前野小学校の教職員は、子どもたちが安心して学べる学校であるために、そして自らの職責を全うするために、以下のとおり不祥事根絶に向けた取組みを徹底します。

サービスの宣誓

【地方公務員法 第31条（サービスの宣誓）】

職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

【職員のサービスの宣誓に関する条例 第2条（職員のサービスの宣誓）】

新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名しなければならない。〈校長→教育長に、教員→校長に〉

2 前項の宣誓をしてからでなければ、職員は、その職務を行ってはならない。

本校では、スクールコンプライアンスとして、次の点について教職員が一丸となって取り組みます。

□教職員が子どもの基本的な人権を尊重し、体罰・暴言をせず、児童に寄り添った指導を行います。
児童を多面的な視点で理解するとともに、教職員共通理解のもとで生徒指導や教育相談に取り組みます。

□飲酒運転をせず、交通ルールを遵守します。
飲酒の際は、翌朝お酒が残らないように、飲む量に十分注意します。また、飲酒をする場合は、自家用車を使って宴席に参加しません。さらに、自家用車を使用している人には、飲酒を勧めません。

□ハラスメント行為（セクハラ、パワハラなど）を絶対にしません。
日頃から、教職員の言語環境を相互に点検、指摘し合い、性的な冗談やからかいのような言動を容認しない職場環境を整えます。

□子どもへのわいせつ行為を絶対にしません。
画像や動画を撮影する際には、学校備品のカメラのみを使用します。また、児童と教職員が、密室で1対1になる指導は行いません。

□学校徴収金（学級教材費、PTA会費、児童活動費等）を適正に管理、執行します。
市が定める「学校徴収金取扱要項」、本校が定める「学校徴収金取扱要項」に則り、管理や執行の状況を校長・教頭・事務職員・会計担当者の複数名で検査します。

□学校として知り得る児童、保護者の個人情報を適切に管理します。
本校が定める「個人情報の取扱ガイドライン」に則り、適切に管理するとともに、管理の状況を校長・教頭・教務主任が定期的に点検します。また、メールを送信する際は、送信先・内容・添付ファイルの中身を複数名で確認します。

すべての教職員が不祥事を自分事として捉え、自身の行為が教育全体に影響するということを強く意識し、不祥事をゼロにするため、校内コンプライアンス研修を計画的に実施します。

また、校内コンプライアンス研修の内容や様子は、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、保護者や地域の皆様に広報してまいります。